

福島県地域医療構想推進支援事業 公募型プロポーザル方式募集要領

1 目的

この要領は、福島県地域医療構想推進支援事業において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度福島県地域医療構想推進支援事業

(2) 業務内容

別紙「令和8年度福島県地域医療構想推進支援事業仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 委託業務期間

契約締結日より令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託費の上限

30,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

ア 福島県内に本店機能を有する金融機関であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 公募要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とい

う。)

(イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であること知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

カ 県税を滞納している者でないこと。

キ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(2) 募集要項等の入手方法

募集要項及び参加表明書等の様式は、福島県保健福祉部地域医療課（以下「地域医療課」という。）のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、地域医療課の窓口又は郵送等での配布は行いません。

4 スケジュール

項目	日程
公募要領の公表	令和8年4月13日（月）
質問書の受付締切	令和8年4月17日（金）
質問書の回答の公表	令和8年4月24日（金）
参加表明書の提出期限	令和8年4月28日（火）
提案書類・参考見積書締切	令和8年5月7日（木）
プレゼンテーションによる審査会	令和8年5月11日（月）
審査結果の公表	令和8年5月12日（火）以降
契約締結	令和8年5月下旬

5 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

(1) 受付期限

令和8年4月17日（金）12時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、地域医療課宛に電子メールにより提出してください。件名は「福島県地域医療構想推進支援事業に関する質問」とし、電話にて送信した旨をお知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

○地域医療課メールアドレス：iryou@pref.fukushima.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのあるも

のを除き、地域医療課のホームページにて公表します。

なお、個別の回答は行いません。

(4) 回答日時

令和8年4月24日（金）17時まで

6 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書等を提出期限までに「11 問合せ先及び各種書類の提出先」まで提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（第2号様式）

イ 定款の写し

ウ 法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和8年4月28日（火）12時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送してください。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式） 正本1部及び副本5部

※任意様式とするものの、下記の点を踏まえた上で作成すること。

- ・Microsoft PowerPoint を横書きで使用。
- ・編綴はA4版・カラー両面印刷（2-up 以上不可）、長辺綴じ、左上ホチキス止めとする。

企画提案書の作成に当たっては、本公募要項及び仕様書の内容を十分踏まえた上で、下記の内容を盛り込むこと。

(ア) 本業務にかかる企画内容

(イ) 情報管理への取組

(ウ) 独自提案

(エ) 業務実施体制

(オ) 県内医療機関との継続的な取引関係（融資、経営支援等）についての実績

イ 参考見積書（任意様式） 正本1部及び副本5部

見積額が上記「2（4）委託費の上限」に定める額を超えた場合は、本業務の契約を行うことができず、無効（企画提案に参加することができない）となるので、注意すること。

(2) 審査基準

審査基準は別紙「福島県地域医療構想推進支援事業 審査基準」のとおりとする。

- (3) 企画提案書及び参考見積書の提出期日
令和8年5月7日(木) 17時まで(必着)
- (4) 企画提案書及び参考見積書の受付方法
「11 問合せ先及び各種書類の提出先」へ郵送するか持参してください。
- (5) 審査会(プレゼンテーション)
企画提案にかかる審査会は下記のとおり行う。
参加者は、企画提案にかかるプレゼンテーションをすること。
 - ア 開催日時
令和8年5月11日(月) ※詳細な時間帯については別途参加者へ連絡
 - イ 所要時間
プレゼンテーションの持ち時間は、1機関20分とします。
10分経過と15分経過後にそれぞれベルを鳴らしますので、進行の参考としてください。また、20分経過後に終了のベルを鳴らしますので、速やかにプレゼンテーションを終了してください。その後、10分程度の質疑応答を行います。
 - ウ その他
 - (ア) 詳細な時間帯及び場所については別途参加者へ連絡します。
 - (イ) 審査会当日における追加資料の配布・使用は認めません。

8 企画提案書等の提出に関する留意事項

- (1) 企画提案書の失格
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。
 - ア 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
 - イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書
 - ウ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書
- (2) 複数提案の禁止
プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。
- (3) 辞退
提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出してください。
- (4) 費用負担
プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。
- (5) その他
 - ア 参加者は、参加表明書の提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
 - イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
 - ウ 提出された企画提案書等は返却しません。
 - エ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

オ 契約の相手方の決定後、契約対象となる業務内容は、提案書の記載内容に拘束されるものではないものとします。

9 審査結果通知

審査結果は令和8年5月12日（火）以降に地域医療課ホームページにて公表するとともに、全ての提案者に審査結果を書面または電子メールでお知らせします。

10 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりには反映されない場合もあります。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議の結果による仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し、決定します。

(3) 契約保証金について

契約事業者は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第228条の規定により契約保証金を納めることとします。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除します。

(4) 評価内容の担保

企画提案書の基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合があります。

(5) その他

ア 業務受託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、または業務受託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議します。

イ 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、福島県情報公開条例等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非公開部分を除き開示することとなります。

11 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16 西庁舎7階

福島県保健福祉部地域医療課（担当：佐藤 洋介）

電話：024-521-7915

E-mail: iryou@pref.fukushima.lg.jp